

# 会員規律に関する規則

(平成 30 年 8 月 1 日制定)

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この規則は、定款第 12 条、第 15 条及び第 16 条の規定に基づき、一般社団法人電子決済等代行業者協会(以下「本協会」という。)の会員に係る違法、不正な行為に対する指導、勧告、その他の処分(以下単に「処分等」という。)に関し必要な事項を定める。

### (規律委員会)

第 2 条 本協会は、前条の目的を達成するため、規律委員会を設置することができる。

## 第 2 章 規律委員会

### (規律委員会の審議事項)

第 3 条 規律委員会は、次に掲げる事項に関し、理事会の議決に基づく代表理事の諮問に応じ、第 17 条第 1 項各号に規定する処分等の種類及び程度を審議する。

- (1)会員が、銀行法に基づく罰則、命令又は処分を受けたとき。
- (2)会員に、法令、本協会の定款、自主規制規則その他の規則に違反する行為があったとき。
- (3)その他会員の行為が、本協会の目的に鑑みて適当でないと認めるとき。

### (委員)

第 4 条 規律委員会の委員の数は、7 名以内とする。

- 2 規律委員会の委員は、理事、協会の役職員、有識者、実務経験者のうちから、理事会において選任する。ただし、自主規制委員会の委員に任命されている者は規律委員会の委員を兼務することができない。
- 3 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠のために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第 9 条第 2 項の決議にあたり特別利害関係がある委員が複数ある議事があることが判明した場合には、委員長は理事会に、当該議事に関し委員として委員会に参加できる臨時委員を選任するよう求めることができる。
- 5 前項の臨時委員は、既に 7 名の委員が選任されている場合であっても、選任することができる。
- 6 臨時委員の任期は、臨時委員が参加する議事の議決がなされるまでの期間とする。
- 7 臨時委員は、自らが選任された議事との関係でのみ委員とみなされ、会議に出席できる。

### (委員長)

第 5 条 委員長は、代表理事が理事会の承認の決議に基づいて委員のうちから選任する。

- 2 委員長は、委員会の議長となり、委員会を主宰する。

### (副委員長)

第 6 条 規律委員会に副委員長 1 名を置く。

- 2 副委員長は、委員長が規律委員会の決議を得て委員のうちからこれを選任する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行ない又は代理する。

(委員会の招集)

第7条 規律委員会は、次に掲げる場合に委員長が招集する。

- (1)代表理事から諮問があったとき。
- (2)委員の3分の1以上から委員会の目的たる事項を示して請求があったとき。

(定足数)

第8条 規律委員会は、議決権を有する委員（本項及び次項において臨時委員を含む）の過半数の出席がなければ議事を開き、決議を行うことができない。

(決議)

第9条 規律委員会の議事は、出席委員の議決権の過半数をもってこれを決する。

- 2 委員は、各1個の議決権を有する。ただし、決議すべき事項について特別の利害関係を有する委員は、議決権を有しない。

(書面による規律委員会)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、規律委員会の招集を行わず、書面による決議の方法により委員の意見を求めることにより、規律委員会の決議に代えることができる。

- 2 前条の規定は、前項の場合における決議において準用する。

(議事録)

第11条 規律委員会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1)日時及び場所
- (2)委員の現在数
- (3)出席した委員の数及び氏名
- (4)決議事項
- (5)議事の経過の概要

- 2 前条第1項に規定する書面による規律委員会の議事録のうち前項第4号及び第5号に規定する事項については、同条に規定するその付議議案について確認を得た書面をもってこれに代えることができる。

(委員以外の者の出席)

第12条 代表理事は、委員会に出席し意見を述べることができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、次条第1項の規定による調査に携わった事務局役職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、規律委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### 第3章 会員の処分等

(調査)

第 13 条 代表理事は、会員について第 3 条各号に掲げる事項に該当すると思料される事案が発生したとき又は当該事案を認知したときは、事務局に当該事案の調査を命じることができる。

2 代表理事は、前項に規定する調査を行うため、必要に応じ会員に対して資料の提出又は文書若しくは口頭による説明を求めることができる。

3 会員は、前項に規定する資料の提出又は説明を求められた場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

4 本条における調査は、理事会が別途決議する規則に基づいて行うものとする。

(規律委員会への諮問)

第 14 条 代表理事は、前条に規定する調査の結果、当該会員に対して処分等を行うことが相当と認めるときは、理事会の議決に基づいて、規律委員会に対しその対応について諮問し意見を求めるものとする。

2 代表理事は、前項の規定に基づき規律委員会に諮問し意見を求める場合には、前条第 1 項の規定による調査結果を規律委員会に報告するものとする。

(処分等の審議)

第 15 条 規律委員会は、代表理事から諮問された事案に関し、その対応及び処置について審議するものとする。

2 規律委員会は、前項に規定する審議を行うため、必要に応じ事務局に当該事案の調査を命じ、調査結果を報告させることができる。この場合の調査にも第 13 条第 4 項を準用する。

3 規律委員会は、必要があると認めるときは、当該事案に係る会員に対して出席を求め、事情聴取又は顛末書の提出を求めることができる。

4 規律委員会は、第 1 項の規定による審議の結果、当該会員について処分等を行うことが相当であるとする場合には、当該会員に対する処分等について審議し、当該処分等の種類及び程度を決定し、代表理事に報告するものとする。

(弁明の機会)

第 16 条 代表理事は、規律委員会が前条第 4 項の審議を行うときは、当該会員に対しあらかじめその旨及び処分等の対象となる理由を通知し、当該会員にその処分等を決定する自主規制委員会、理事会又は社員総会に出席して弁明する機会を与えなければならない。

2 代表理事は、前項の弁明の機会を与えるに当たっては、当該会員に対して弁明のための日時及び場所を、その 1 週間前までに通知するものとする。

3 弁明に当たり当該会員は、代表理事が指定した期日までに弁明書を提出するとともに、弁明に際し口頭で事実又は意見を述べ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

4 当該会員が正当な理由なく出席しないときは、改めて弁明の機会を与えることなく結審することができる。

(処分等の種類及び程度)

第 17 条 処分等の種類及び方法は、次のとおりとする。

(1)定款第 12 条第 1 項の規定による除名 文書

(2)定款第 12 条第 2 項の規定による除名 文書

(3)定款第 15 条の規定による指導又は勧告 口頭又は文書

(4)定款第 16 条第 1 項の規定による会員の権利の制限又は停止 文書で 1 年以内の範囲で命じることができる

#### (処分等の決定)

第 18 条 代表理事は、第 15 条第 4 項の規定に基づき規律委員会から処分等の種類及び程度について報告があったときには、次の各号に掲げる区分に応じ次の措置を講じるものとする。

- (1)前条第 1 号又は第 2 号の場合 社員総会を開催し、当該会員に弁明の機会を与えたうえで当該処分について審議し決議する。
- (2)前条第 3 号の場合 当該処分等を執行する。
- (3)前条第 4 号の場合 理事会を開催し、当該会員に弁明の機会を与えたうえで当該処分等について審議し決議する。

#### (処分等の通知)

第 19 条 代表理事は、前条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる処分等が決議された場合には、当該会員に対して当該処分等の種類及び程度並びに処分等の対象となる事実及び理由を、文書により通知するものとする。

- 2 会員は、第 17 条の処分を受けた場合においても、会員としての義務を履行しなければならない。

#### (業務改善計画等の徴求)

第 20 条 代表理事は、会員に対して第 17 条第 3 号又は第 4 号の処分等を行った場合には、当該会員に対して業務改善計画の作成、同計画に基づく措置の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

#### (自主規制委員会への報告)

第 21 条 代表理事は、第 18 条に掲げる処分等が決議された場合には、その決議内容を規律委員会及び自主規制委員会に報告するものとする。

#### (処分の公表)

第 22 条 代表理事は、会員に対して第 18 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号の処分等を行ったときは、文書その他の方法（電磁的方法による通知を含む）により他の会員に周知する。

- 2 代表理事は、会員に対して第 18 条第 3 号の処分等を行ったときは、その内容の全部若しくは一部又は要約（会員名を示すことを要さない）を他の会員に周知することができる。
- 3 代表理事は、会員に対して第 18 条第 1 号又は第 2 号の処分を行ったときは、文書その他の方法により他の会員に周知するとともに、これを公表するものとする。

#### (改廃)

第 23 条 本規則の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

#### 附則

この規則は、理事会の決議の日(平成 30 年 8 月 1 日)から施行する。